

八王子市における
総合評価方式の適用ガイドライン
(工事契約)

令和7年（2025年）4月

八王子市

総合評価方式について

公共工事の品質確保を目的とした「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）が平成17年4月1日に施行され、公共工事の品質について、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定された。

さらに、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。平成26年9月最終改正。）においては、「競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに、〔中略〕落札者の決定においては、価格に加えて技術提案の優劣等を総合的に評価することにより、最も評価の高い者を落札者とする」ことが基本となる。」とされている。

これらを受け、公共工事の品質確保に向け、価格及び施工上の工夫提案等を総合的に評価して落札者を決定する入札方式として、総合評価方式の導入が全国的に進んできた。

本市においても、国土交通省の制度を参考として「八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定め、総合評価方式を平成19年7月に試行導入した後、平成23年4月からは本格実施をしてきたところである。総合評価方式により、品質の向上等の面で効果が見られ、工事の品質確保に有効であることが確認できている。

また、国土交通省においては、総合評価方式の適用により、低入札受注の減少、価格と品質が総合的に優れた者が選定される等の効果の一方で、発注者・受注者双方の事務手続の負担増加、高度技術提案型の低い適用率等の課題も生じていることを踏まえ、総合評価方式のタイプを見直し、現在は、施工能力を評価する施工能力評価型及び技術提案を求めて評価する技術提案評価型の2つのタイプ（二極化）により総合評価方式を実施している。

総合評価方式の改正について

本市では、入札契約制度の課題について一定の方向性を示すことを目的として、「八王子市公契約に関する調査研究委員会」（以下「公契約調査研究委員会」という。）を設置し、調査研究を行ってきた。その結果、総合評価方式の見直し等の対応可能なものから、現行制度の改善に取り組んでいくこととなった。

また、現在及び将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手の育成・確保の促進等を目的として、平成26年6月に品確法が改正された。改正後の品確法では、発注者には、適正な予定価格の設定等（第7条）が、受注者には、適正な下請契約及び労働条件、安全衛生等の労働環境改善（第8条）が求められることとなった。さらに、若手技術者、技能労働者等の育成・確保及び建設機械の保有、災害時の施工体制等を審査・評価（第13条）することについても規定された。

そこで、公契約調査研究委員会の検討結果や品確法改正の趣旨等を踏まえ、外部の学識経験者を含む「八王子市総合評価方式検討会」を設置し、総合評価方式の運用方法、評価項目等について検討し、随時改正を行ってきた。

その後、八王子市総合評価方式検討会を「八王子市入札契約制度検討会」に改め、入札契約制度全般について検討することとし、低入札価格調査制度の導入（平成30年4月から適用）や総合評価方式の対象業種の拡大を行ってきたところである。

ガイドラインについて

このガイドラインは、本市の発注工事の品質確保を図るため、品確法、基本方針等に基づき総合評価方式を適用する際の効果的な評価項目の設定基準やその評価方法等の手順を明らかにし、円滑な契約手続に資するものである。

目 次

第1 基本的事項.....	3
1 総合評価方式とは.....	3
2 総合評価方式の審査及び評価.....	4
3 評価項目の設定.....	5
4 評価方法.....	6
5 落札者の決定方法.....	6
第2 入札・契約手続.....	8
第3 総合評価方式に関する委員会.....	10
第4 総合評価方式の実施要領.....	11
1 総合評価方式の選定.....	11
(1) 選定の基本的な考え方.....	11
(2) 技術評価点の範囲.....	11
2 評価項目と評価基準の設定.....	11
3 建設工事共同企業体の評価.....	11
4 入札参加資格要件.....	11
5 同種工事实績等の要件設定.....	12
6 技術力の審査及び評価.....	12
7 工事成績評価型.....	13
(1) 工事成績評価型の選定基準.....	13
(2) 工事成績評価型の技術評価点.....	13
(3) 工事成績評価型の評価項目及び評価基準の設定.....	13
8 工事实績評価型.....	17
(1) 工事实績評価型の選定基準.....	17
(2) 工事实績評価型の技術評価点.....	17
(3) 工事实績評価型の評価項目及び評価基準の設定.....	17
9 施工能力評価型.....	21
(1) 施工能力評価型の選定基準.....	21
(2) 施工能力評価型の技術評価点.....	21
(3) 施工能力評価型の評価項目及び評価基準の設定例.....	21
(4) 施工計画の評価方法の判断基準.....	25
(5) 施工計画の審査及び評価.....	26
(6) 施工計画等の実施確認.....	26
(7) 施工計画の評価内容の担保（履行の確保）.....	30
(8) 施工計画等の不履行によるペナルティ.....	30
10 入札公告及び入札説明書等.....	30
(1) 入札公告及び入札説明書の明示事項.....	30
(2) 入札参加者に求める技術資料.....	31
11 入札参加資格の確認（事後審査方式）.....	31
第5 総合評価方式に関する公表.....	32
第6 八王子市入札契約制度検討会委員名簿（令和5年度）.....	34

第1 基本的事項

1 総合評価方式とは

総合評価方式とは、価格と技術力を総合的に評価し、落札者を決定する入札方式である。既定の設計に基づき最も安い価格で入札した事業者を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、より技術力の高い事業者を落札者としてことができ、品質の向上、談合等の不正行為の排除、不良・不適格業者の排除等の効果が期待される入札方式である。

(1) 国の総合評価方式のタイプ

国土交通省の総合評価方式は、次の2つのタイプがあり、ほぼすべての工事において総合評価方式が適用されている。

ア 施工能力評価型

技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、施工計画を求めない、又は施工計画を「可・不可」で評価する。

イ 技術提案評価型

技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、施工上の工夫提案又は高度な技術提案を「点数化」で評価する。

(2) 八王子市の総合評価方式のタイプ

本市において総合評価方式を適用するに当たっては、発注工事の規模を勘案し、国土交通省の「施工能力評価型」に則したタイプとして、当該工事の予定価格及び業種に応じ「工事成績評価型」「工事実績評価型」「施工能力評価型」のいずれかを選択する。

なお、高度な技術提案を求める工事については、本市においては事例が少ないことから、その評価方法等については本ガイドラインに定めず、個別対応とする。

ア 工事成績評価型

簡易な総合評価方式として、本市の同種工事の工事成績や、配置予定技術者の同種工事の工事成績に重きを置き、企業及び配置予定技術者の技術力、地域精通度・地域貢献度等と価格を総合的に評価する。

なお、評価指標は、①「企業の技術力」②「配置予定技術者の技術力」③「地域精通度・地域貢献度」とする。

イ 工事実績評価型

簡易な総合評価方式として、本市の同種工事の施工実績や、配置予定技術者の同種工事の施工経験に重きを置き、企業及び配置予定技術者の技術力、地域精通度・地域貢献度等と価格を総合的に評価する。

なお、評価指標は工事成績評価型に準ずる。

ウ 施工能力評価型

施工計画に加え、本市の同種工事の工事成績や、配置予定技術者の同種工事の工事成績、同種工事の官公庁実績、地域精通度・地域貢献度等と価格を総合的に評価する。

施工計画は簡易な施工計画とし、「可・不可」又は「点数化」により評価する。

なお、評価指標は、①「施工計画」②「企業の技術力」③「配置予定技術者の技術力」

④「地域精通度・地域貢献度」とする。

2 総合評価方式の審査及び評価

総合評価方式は、「基本方針」「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。平成26年9月30日最終改正。）などの諸通達を踏まえ、適切に審査及び評価を行う。

技術力の審査及び評価の実施に当たり、具体的には以下の事項に留意する。

(1) 総合評価方式の選定

発注予定工事について工事の内容を把握する。さらに、発注予定工事の規模（予定価格）及び業種に応じて、当該工事に適用する総合評価方式のタイプ（工事成績評価型、工事実績評価型、施工能力評価型）の選定を行う。

工事成績評価型の評価項目、評価基準、配点及び評価点は固定とする。工事実績評価型及び施工能力評価型は、標準設定例を参考にしつつも、発注予定工事の業種及び工事内容に基づき、評価項目、評価基準、配点及び評価点を設定できる。

なお、各々の発注工事に対する総合評価方式の評価項目、評価基準、配点及び評価点並びに評価値の決定方法（以下「落札者決定基準」という。）については、「八王子市一般及び指名競争入札業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。P.10参照）において、学識経験者（発注所管以外の委員及び外部の専門家）の意見を聴取する。

(2) 技術力の審査及び評価

あらかじめ設定した落札者決定基準に基づく技術力の審査及び評価は、工事実績情報サービス（以下「CORINS」という。）や工事成績等のデータベースを活用し、当該工事の入札に参加する企業及び配置予定技術者の技術力を確認すること等により行う。

(3) 施工計画の審査及び評価

施工能力評価型については、入札に参加する事業者に簡易な施工計画の提出を求め、その内容を審査し、「可・不可」による評価又は点数による評価を行う。審査の結果、内容が不適切な者（記載が無い場合を含む。）は、入札参加を認めない（欠格）こととし、事後審査方式であるため入札書を無効とする。

なお、簡易な施工計画の審査及び評価は、「八王子市施工計画評価委員会」（以下「施工計画評価委員会」という。P.10参照）において、内容の実現性や安全性等の観点から審議する。

(4) 総合評価

(2)の技術力及び(3)の施工計画（施工能力評価型に限る。）の評価結果に基づき、価格と合わせて総合評価を行う。

(5) 工事成績評定

工事の施工状況や目的物の品質、工事の技術的難易度、施工計画の履行状況等を踏まえ、工事成績評定を行う。評定結果は、受注者に通知するとともにデータベースに登録し、以降の技術力の審査等に活用する。

なお、受注者から提出された簡易な施工計画の内容及び評価に係る申告内容が、内容どおりに実施されない場合は、工事成績の減点等（ペナルティ）を行う。（P.30参照）

3 評価項目の設定

評価項目の設定に当たり基本的な考え方は、以下のとおりとする。

(1) タイプ別設定

工事規模及び業種に適合した評価項目とするために、総合評価方式のタイプ別に評価項目を設定する。

ア 工事成績評価型

企業及び配置予定技術者の工事成績等により評価を行う。

なお、この方式は施工能力評価型に比して工事規模の小さい工事に適用するため、評価項目は少ない。

イ 工事実績評価型

企業及び配置予定技術者の施工実績等により評価を行う。

なお、この方式は工事成績評価型に該当しない業種を対象とする。

ウ 施工能力評価型

企業及び配置予定技術者の工事成績、施工実績、顕彰実績、地域精通度等に基づく評価を行う。また、簡易な施工計画の提出を求めるが、この簡易な施工計画とは、VE提案※の施工計画ではなく、技術的所見、配慮すべき事項等についてそれぞれA4用紙1枚程度で作成するものをいう。

※ VE (Value Engineering 価値工学)

製品やサービスの価値を、その機能を低下させずにコストを低減する手法又は同等のコストで機能を向上させる手法。通常、建設分野でのVEは、計画・設計内容と同等以上の機能や品質を確保しつつ、工事費の縮減を可能にする改善提案をいう。

(2) 評価指標の視点及び評価項目

評価分類ごとに、当該工事の規模、特性、技術的難易度等に応じた評価項目を設定する。

ア 施工計画（施工能力評価型）

工事現場の状況や施工内容に関する理解度を確認するとともに、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。事業者から提出された簡易な施工計画において、施工上特に配慮すべき事項等の適切性を評価項目とする。

〔評価項目の例〕

- ・ 工程管理に係る技術的所見
- ・ 安全管理に留意すべき事項 等

イ 企業の技術力

発注者が指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を遂行する能力を有する事業者であるかを評価するものであり、事業者が保有する施工実績等の施工能力を評価項目とする。

〔評価項目の例〕

- ・ 工事成績評定点
- ・ 施工実績
- ・ 優良工事表彰の実績 等

ウ 配置予定技術者の技術力

発注者が指示する仕様に基づき、適切かつ確実に工事を施工する能力を有する技術者であるか等を評価するものであり、施工に直接係わる配置予定技術者の能力を評価項目とする。

[評価項目の例]

- ・配置予定技術者の工事成績
- ・配置予定技術者の施工経験
- ・若手技術者の育成 等

エ 地域精通度・地域貢献度

工事を円滑に施工する能力を評価するものである。現地条件を熟知している等の地域精通度、施工能力の維持、担い手の確保・育成等に努めている事業者であるかの視点から地域・社会貢献度を評価項目とする。

[評価項目の例]

- ・地域精通度（主たる営業所の所在地）
- ・地域・社会貢献度（災害対策協定の状況、若年者の雇用状況 等）

4 評価方法

評価は、評価項目ごとの特性を踏まえ点数化するが、点数化の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- (1) 評価項目ごとに要求要件を設け、この要求要件を満たしている場合のみに得点を付与する。
- (2) 評価項目の性能等の数値により点数化する方法として、標準的な配点は、提示された最高の性能等の数値を満点、最低限の要求要件未滿又は該当しない場合の数値を0点とし、中間の配点は、その性能等の程度により点数を付与する。

5 落札者の決定方法

落札者は、評価値の最も高い者とし、かつ次のいずれかの場合における審議を経て決定する。

(1) 入札価格が調査基準価格以上の場合

八王子市公正入札調査委員会（以下「公正入札調査委員会」という。P.10参照）の調査審議後、落札者を決定する。

(2) 入札価格が調査基準価格未滿の場合

低入札価格調査（※）終了後、「八王子市低入札価格調査審査委員会」（以下「低入札価格調査審査委員会」という。P.10参照）で審議し、落札予定者を決定する。その後、公正入札調査委員会の調査審議後、落札者を決定する。

なお、落札予定者の決定に当たり、次のいずれかの失格基準に該当する場合は、評価値が最も高い者であっても落札予定者とする事はできない。

ア 入札価格が失格基準価格未滿の者

イ 過去1年間に改善指導を受け、改善計画書を提出している者

※ 低入札価格調査制度

基準となる価格（調査基準価格）を下回る入札があった場合、契約内容に適合した履行

が確保されるか、及び公正な取引の秩序を乱すおそれがないかを調査し、落札予定者を決定する制度である。

なお、調査基準価格を下回る価格で入札が行われた場合において、調査を実施することなく失格とする基準（失格基準）を設定する。

(3) 評価値の算出方法

評価値の算出方法として、加算方式を採用する。

① 評価値の算出方法

- 評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

② 価格評価点の算出方法

工事成績評価型

- 入札価格が調査基準価格以上の場合

$$36 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

- 入札価格が調査基準価格未満の場合

$$36 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

工事実績評価型

- 入札価格が調査基準価格以上の場合

$$23 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

- 入札価格が調査基準価格未満の場合

$$23 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

施工能力評価型

- 入札価格が調査基準価格以上の場合

$$39 \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{調査基準価格}} \right)$$

- 入札価格が調査基準価格未満の場合

$$39 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{失格基準価格}}{\text{調査基準価格} - \text{失格基準価格}} \right)$$

(4) 技術評価点の設定

価格評価点と技術評価点の配点比は、工事成績評価型及び工事実績評価型においてはおおむね1：1とし、施工能力評価型においては技術評価点を優位とする。

第2 入札・契約手続

総合評価方式を適用する工事は、解除条件付一般競争入札及び低入札価格調査制度を適用することとし、その入札・契約手続として、標準的な手順を以下に示す。

図 2-1 工事成績評価型・工事実績評価型の入札・契約手続の流れ

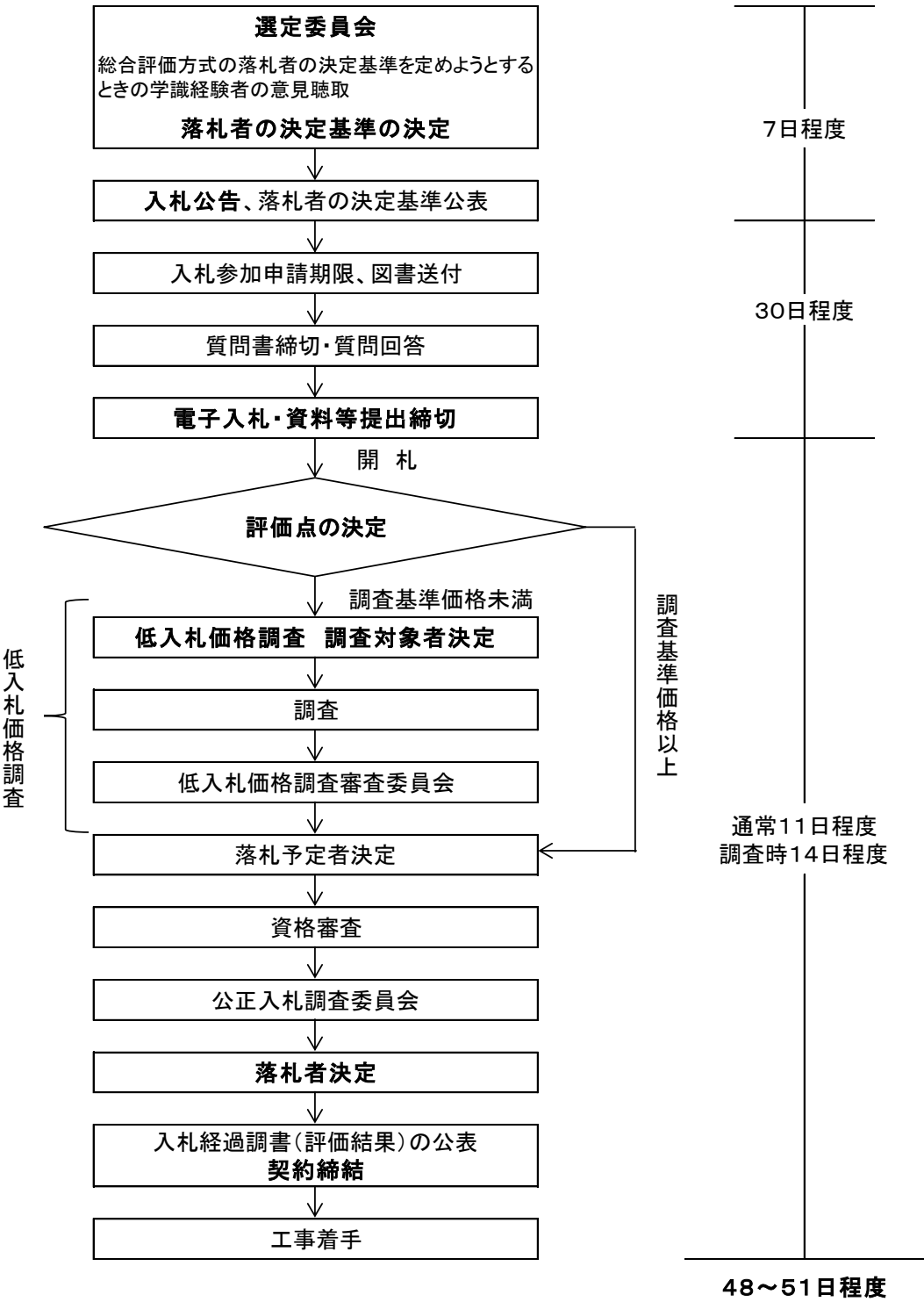
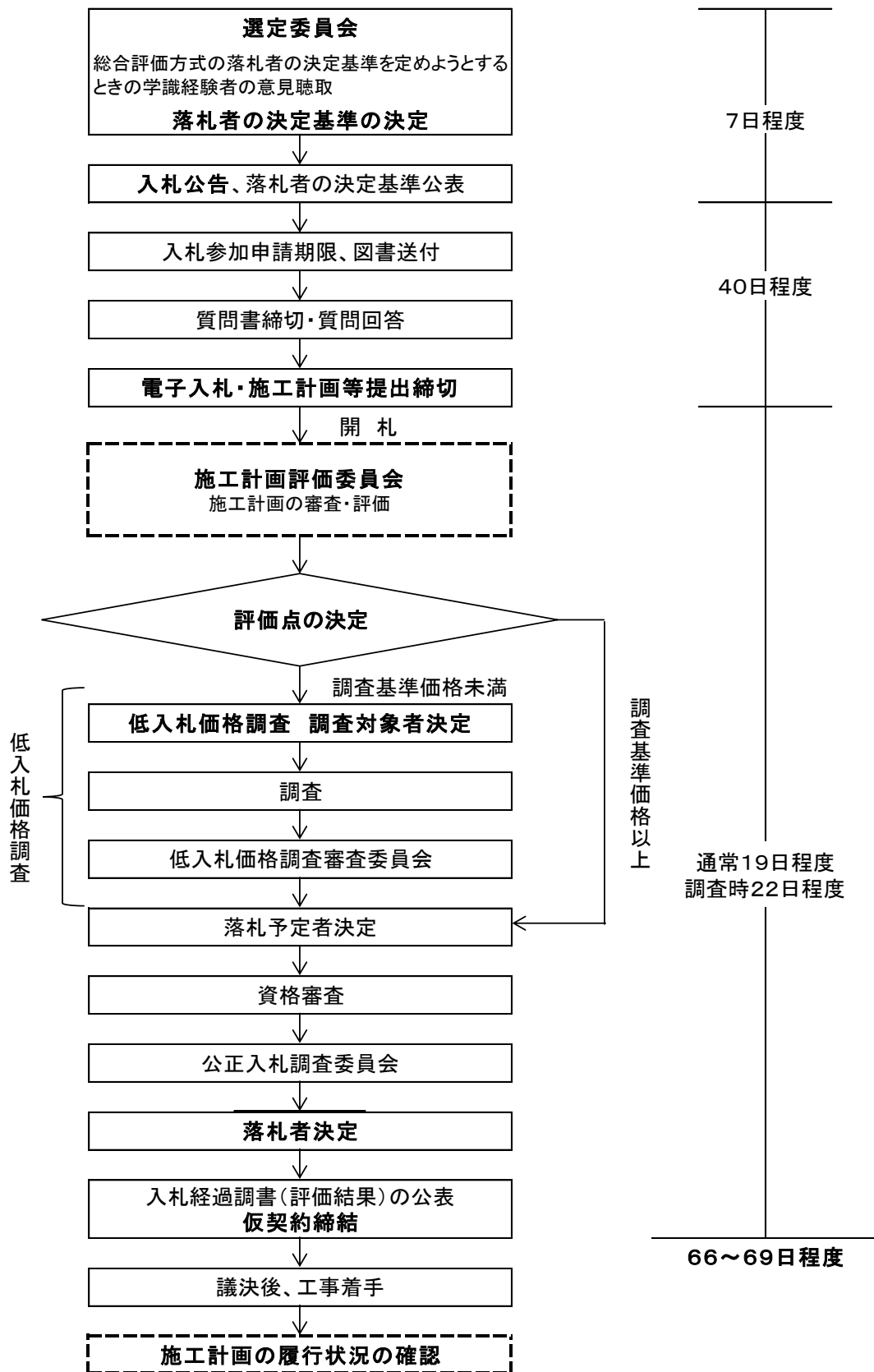


図 2-2 施工能力評価型の入札・契約手続の流れ



第3 総合評価方式に関する委員会

地方自治法施行令第167条10の2の規定により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ学識経験者（2人以上）の意見を聴くこととされている。また、基本方針第2の5において、既存の審査の場に学識経験者を加える、個別に学識経験者の意見を聴くなど運用面の工夫も可能であるとしている。さらに、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれるとしている。

このため、学識経験者の意見を聴く場として、以下のとおり総合評価に関する委員会を活用する。

1 選定委員会（一般及び指名競争入札業者選定委員会）

総合評価方式の落札者決定基準について審議するため、当該委員会を活用する。

工事成績評価型及び工事実績評価型にあっては、総合評価方式の落札者決定基準について審議する（発注所管の委員は除く。）。

施工能力評価型にあっては、総合評価方式の落札者決定基準について、外部の学識経験者2人以上を加えて意見を聴取し、審議する（発注所管の委員は除く。）。

なお、外部の学識経験者への意見聴取の方法は、事前にFAX又はメールにより行うことも可とする。

2 施工計画評価委員会（八王子市施工計画評価委員会）

施工能力評価型は、恣意性を排除し、客観性を高めるため、発注所管の職員に加え、発注所管とは別の所管の職員も委員として、簡易な施工計画の審査及び評価について審議するため、当該委員会を活用する。

3 公正入札調査委員会（八王子市公正入札調査委員会）

落札予定者の入札の適正性を判断し、落札者を決定するため、当該委員会を活用する。

4 低入札価格調査審査委員会（八王子市低入札価格調査審査委員会）

失格基準に該当しない調査基準価格未満での入札が行われた場合に、当該入札者と契約を締結することの適否について、厳正かつ公正に審査・決定するため、当該審査委員会を活用する。

第4 総合評価方式の実施要領

1 総合評価方式の選定

(1) 選定の基本的な考え方

工事規模及び業種並びに施工上の技術的難易度を踏まえて、当該工事に適した総合評価方式のタイプを選定することを基本とする。

具体的には、発注予定の工事について工事規模（予定価格）及び業種に応じて、総合評価方式のタイプ（工事成績評価型、工事実績評価型、施工能力評価型）の選定を行う。ただし、工事成績評価型及び工事実績評価型の対象工事については、その工事内容等に応じて、施工能力評価型を適用することができる。また、工事規模（予定価格）が総合評価方式の選定基準未満の場合であっても、その工事内容や技術的難易度等に応じて、工事成績評価型及び工事実績評価型を適用することができる（この逆も可とする。）。

(2) 技術評価点の範囲

総合評価方式のタイプ別技術評価点の満点は、次に掲げる標準設定範囲内において、あらかじめ工事内容に応じて定める。

表 4-1 総合評価方式のタイプ別技術評価点の標準設定範囲

総合評価方式のタイプ	技術評価点の満点
工事成績評価型	36点
工事実績評価型	23点
施工能力評価型	39～56点※

※工事規模・難易度により技術評価の満点を上表の範囲で設定する。

2 評価項目と評価基準の設定

選定した総合評価方式のタイプ及び工事の内容に応じて、評価項目、評価基準、配点及び評価点の設定を行う。

3 建設工事共同企業体の評価

建設工事共同企業体の評価対象は、代表者とする。

4 入札参加資格要件

解除条件付一般競争入札となる総合評価方式の工事を発注する時は、八王子市建設工事等競争入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる事項等を勘案して、原則10者以上の事業者が該当するよう入札参加資格要件を設定する。

- ① 当該工事の内容
- ② 当該工事の規模
- ③ 当該事業者の施工実績
- ④ 当該事業者の技術的能力
- ⑤ その他（地域特性等）

5 同種工事実績等の要件設定

同種工事の施工実績、技術者の施工経験等の要件を付す場合は、過度に厳しい条件を設定して入札参加者を限定することのないよう、工事の内容（工事の目的、種別、規模・構造等の条件、工法等の技術特性、地質等の自然条件、周辺地域環境等の社会条件等）に応じ、技術的観点から真に必要な条件を具体的に設定する。

6 技術力の審査及び評価

基本方針第2の3（2）に基づき、競争参加者の技術審査を行う。具体的には、簡易な施工計画、企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績、同種工事の施工実績において、あらかじめ設定した落札者決定基準に基づき、審査及び評価を行う。

7 工事成績評価型

(1) 工事成績評価型の選定基準

各業種における工事成績評価型の選定基準は、以下のとおりとする。

表 4-2 工事成績評価型の業種別選定基準

工 事 の 種 類	土木工事（道路舗装、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木工事）及び造園工事	建築工事	設備工事（電気、給排水、空調工事）
選 定 基 準	予定価格5千万円以上2億円未満	予定価格9千万円以上2億円未満	予定価格4千万円以上2億円未満

(2) 工事成績評価型の技術評価点

あらかじめ定める工事成績評価型の技術評価点の満点は、36点とする。

(3) 工事成績評価型の評価項目及び評価基準の設定

工事成績評価型（①企業の技術力、②配置予定技術者の技術力、③地域精通度・地域貢献度）について、評価項目、各評価項目における評価点の設定を次ページに示す。

なお、技術評価点は、素点計上方式で付与する。

表 4-3 工事成績評価型の評価項目及び評価点

評価分類	評価項目	評価基準	配点	評価点
① 企業の技術力	企業の施工能力	工事成績評定点（本市、同種工事） ・解除条件付一般及び指名競争入札並びに随意契約案件を対象とする。 ・土木及び設備工事は200万円以上、建築工事は250万円以上を対象とする。 ・実績がない場合、評価点は0点とする。 ・同一月にしゅん工した場合は、最高点を対象とする。	11	別表
		同種工事の施工実績（CORINS登録工事） ・参加資格要件で求めた官公庁実績に該当する工事実績を対象とする。	3	3
		発注工事と同規模以上（※）の施工実績あり		2
		発注工事の予定価格の75%以上、同規模未満の施工実績あり		1
		発注工事の予定価格の50%以上、75%未満の施工実績あり		0
	優良工事表彰の実績（同種工事） ・過去3年間の本市、東京都又は国の優良工事表彰実績を対象とする。	発注工事の予定価格の50%未満の施工実績あり又は施工実績なし		2
		本市で実績あり		1
		本市で実績がないが、東京都又は国で実績あり		0
		実績なし		1
		実績あり		0
② 配置予定技術者の技術力	改善指導の回数（減点項目） ・過去1年間の改善計画書の提出回数を対象とする。	実績なし	1	-5
		2回以上あり		-3
		1回あり		0
		なし		2
		80点以上		1
	配置予定技術者の工事成績（同種工事、CORINS登録工事） ・監理（主任）技術者、現場代理人としての本市の工事成績の最高点を対象とする。 ・土木工事は過去3年間、建築及び設備工事は過去5年間を対象とする。 ・途中交代した工事を除く。	75点以上80点未満	2	0
		75点未満又は実績なし		3
		発注工事と同規模以上（※）の施工実績あり		2
		発注工事の予定価格の75%以上、同規模未満の施工実績あり	3	1
		発注工事の予定価格の50%以上、75%未満の施工実績あり		0
	配置予定技術者の育成 ・満年齢40歳未満の若手技術者の配置を対象とする。 ・若手技術者の継続的な雇用の有無により加点する。	発注工事の予定価格の50%未満の施工実績あり又は施工実績なし		2
		1級技術者	2	1
		2級技術者		0
		その他の技術者		2
		10年以上継続雇用している若手技術者の配置あり	2	1
	配置予定技術者の保有する資格 ・本工事の技術者となり得る資格を対象とする。	若手技術者の配置あり		0
		配置なし		2
		10年以上継続雇用している若手技術者の配置あり		1
		若手技術者の配置あり		0
		配置なし		2

③ 地域精進・地域貢献度	地域・社会 貢献度	地域精進・地域貢献度	競争入札参加資格における登録営業所の所在地	市内に本店あり	2
			・建設業許可を受けた営業所であること。 ・支店、営業所等は本市の「種市内業者の認定基準」を満たしていること。	市内に支店、営業所等あり 市内に拠点なし	1 0
③ 地域精進・地域貢献度	必須	若年者の雇用状況 ・満年齢40歳未満の若年者の新規正規雇用（3か月以上）を対象とする。 ・過去1年間を対象とする。	建設キャリアアップシステムへの事業者登録	あり なし 登録あり 登録なし 本市との協定あり 東京都又は国との協定あり 協定なし いずれかの取得あり いずれも取得なし	1 0 1 0 2 1 0 1 0
			災害対策協定の状況 本市、東京都又は国との災害対策協定の有無 ・組合等との協定の場合は構成員を対象	本市との協定あり 東京都又は国との協定あり	5 1
			環境配慮への取組状況 ・環境マネジメントシステム（ISO14001・エコアクション21）の取得を対象とする。	協定なし	0
			男女共同参画の推進状況 ・女性活躍推進法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、国家資格保有女性技術者の雇用）を対象とする。	あり なし あり なし	1 0 1 0
			子育て支援の推進状況 ・次世代法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は、八王子子育て応援企業の登録）を対象とする。	あり なし 実績あり 実績なし	1 0 3 0
			緊急工事又は単価契約工事等の契約実績 ・過去5年間の本市の契約実績を対象とする。 ・単価契約は道路維持、交通安全施設維持、水路維持、下水道取付管等新設工事、公共下水道管路施設維持補修、道路照明灯修繕、水路しゅんせつ・除雪委託を対象とする。	保有あり 保有なし 加入あり 加入なし	1 0 1 0
			建設機械の保有状況 ・経営事項審査で認められた建設機械を対象とする。 ・1台以上の所有又はリースを対象とする。	登録あり 登録なし	1 0
			労働災害防止への取組状況 ・建設業労働災害防止協会加入を対象とする。		
			協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録状況		
			技術評価点		

※ 発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格(税込)以上のことをいう。

別表	
直近の工事成績評定点	評価点
74点以下	0
75点	1
76点	2
77点	3
78点	4
79点	5
80点	6
81点	7
82点	8
83点	9
84点	10
85点以上	11

8 工事实績評価型

(1) 工事实績評価型の選定基準

工事实績評価型の選定基準は、以下のとおりとする。

表 4-4 工事实績評価型の業種別選定基準

工事の種類	専門工事（解体、運動場施設、防水 等）
選定基準	予定価格5千万円以上

(2) 工事实績評価型の技術評価点

あらかじめ定める工事实績評価型の技術評価点の満点は、23点とする。

(3) 工事实績評価型の評価項目及び評価基準の設定

工事实績評価型（①企業の技術力、②配置予定技術者の技術力、③地域精通度・地域貢献度について）は、工事の内容に応じて、評価項目、各評価項目における評価点を設定する。評価項目の標準設定例を次ページに示す。

なお、技術評価点は、素点計上方式で付与する。

表 4-5 工事実績評価型の評価項目及び評価基準の標準設定例

評価分類		評価項目	評価基準	配点	評価点
① 企業の技術力	※ いずれかを選択	工事成績評定点（本市、同種工事、直近1件） ・解除条件付一般及び指名競争入札並びに随意契約条件を対象とする。 ・2000万円以上を対象とする。 ・実績がない場合、評価点は0点とする。 ・同一月にしゅん工した場合は、最高点を対象とする。	80点以上	2	2
			75点以上80点未満		1
			75点未満又は実績なし		0
	企業の施工能力	本市での同種工事の施工実績	発注工事と同規模以上（※）の施工実績あり	2	2
			施工実績あり		1
			施工実績なし		0
		同種工事の施工実績（CORINS登録工事）	発注工事と同規模以上（※）の施工実績あり	3	3
			発注工事の予定価格の75%以上、同規模未満の施工実績あり		2
			発注工事の予定価格の50%以上、75%未満の施工実績あり		1
			発注工事の予定価格の50%未満の施工実績あり又は施工実績なし		0
		優良工事表彰の実績（同種工事） ・過去3年間の本市、東京都又は国の優良工事表彰実績を対象とする。	本市で実績あり	2	2
			本市で実績がないが、東京都又は国で実績あり		1
② 配置予定技術者の技術力	※ いずれかを選択	継工事の実績（本市、同種工事） ・過去3年間の実績を対象とする。工事成績評定点75点以上を取得した工事に限る。	実績なし	1	1
			実績あり		0
			実績なし		0
		改善指導の回数（減点項目） ・過去1年間の改善計画書の提出回数を対象とする。	2回以上あり	-2	-2
			1回あり		-1
			なし		0
		配置予定技術者の工事成績（同種工事、CORINS登録工事） ・監理（主任）技術者、現場代理人としての本市の工事成績の最高点を対象とする。 ・2000万円以上を対象とする。 ・途中交代した工事を除く。	80点以上	2	2
			75点以上80点未満		1
			75点未満又は実績なし		0
		配置予定技術者の本市発注工事での施工経験（同種工事、CORINS登録工事） ・監理（主任）技術者、現場代理人としての本市での施工経験を対象とする。 ・途中交代した工事を除く。	発注工事と同規模以上（※）の施工経験あり	2	2
			施工経験あり		1
			施工経験なし		0
	配置予定技術者の能力	配置予定技術者の施工経験（同種工事、CORINS登録工事） ・監理（主任）技術者、現場代理人としての官公庁施工経験を対象とする。 ・途中交代した工事を除く。	発注工事と同規模以上（※）の施工経験あり	3	3
			発注工事の予定価格の75%以上、同規模未満の施工経験あり		2
			発注工事の予定価格の50%以上、75%未満の施工経験あり		1
		配置予定技術者の保有する資格 ・本工事の技術者となり得る資格を対象とする。	発注工事の予定価格の50%未満の施工経験あり又は施工経験なし	2	0
			1級技術者		2
			2級技術者		1
		若手技術者の育成 ・満年齢40歳未満の若手技術者の配属を対象とする。 ・若手技術者の継続的な雇用の有無により加点する。	その他の技術者	2	0
			10年以上継続雇用している若手技術者の配属あり		2
			若手技術者の配属あり		1
			配属なし		0

9 施工能力評価型

(1) 施工能力評価型の選定基準

各業種における施工能力評価型の選定基準は、以下のとおりとする。

表 4-6 施工能力評価型の業種別選定基準

工 事 の 種 類	土木工事（道路舗装、橋りょう、河川、水道施設、下水道施設、一般土木工事）及び造園工事	建築工事	設備工事 （電気、給排水、空調工事）
選 定 基 準	予定価格2億円以上		

(2) 施工能力評価型の技術評価点

施工能力評価型の技術評価点の満点は、工事規模、技術的難易度等により、39点から56点までの範囲内で設定する。

(3) 施工能力評価型の評価項目及び評価基準の設定例

施工能力評価型（①施工計画、②企業の技術力、③配置予定技術者の技術力、④地域精通度・地域貢献度について）は、工事の内容に応じて、評価項目、各評価項目における評価点を設定する。評価項目の標準設定例を次ページに示す。

なお、施工計画の評価方法は「可・不可」又は「点数化」による評価とし、技術評価点は、素点計上方式で付与する。

表 4-7 施工能力評価型の評価項目及び評価基準の標準設定例

[illegible]

地域・社会貢献度	地域・社会貢献度	必須	地域・社会貢献度	評価項目	評価基準	評価結果	評価点	評価理由	評価点
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	競争入札参加資格における登録営業所の所在地	本店又は支店、営業所等の八王子市内所在の有無 ・建設業許可を受けた営業所であること。 ・支店、営業所等は本市の「準市内業者の認定基準」を満たしていること。 ・本店又は支店、営業所等が市内にない場合は、市内における官公庁実績（過去5年間、同種工事に限らない。土木及び設備工事は200万円以上、建築工事は2500万円以上とする。）を評価する。	市内に本店あり 市内に支店、営業所等あり 市内に拠点がないが、市内で施工実績あり 市内に拠点なし	3 2 1 0	◎		
			入札の参加形態	J Vによる参加 ・第二グループ以下は本店が市内所在に限る。	J V（全ての構成員が市内に本店を有する） J V（構成員の一部が市内に本店を有する） 単独	2 1 0	○		
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	若年者の雇用状況	過去1年間の若年者（満年齢40歳未満）の新規正規雇用（3か月以上）の有無	雇用あり 雇用なし	1 0			
			建設キャリアアップシステムへの事業者登録	登録の有無	あり なし	1 0			
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	災害対策協定の状況	本市、東京都又は国との災害対策協定の有無 ・組合等との協定の場合は構成員を対象	本市との協定あり 東京都又は国との協定あり 協定なし	2 1 0			
			環境配慮への取組状況	環境マネジメントシステム取得の有無 ・ISO14001の認証取得、エコアクション21の認証・登録 請負のうち市内業者の施工（予定）割合 ・自社及び下請の施工額により算出	いずれかの取得あり いずれも取得なし 75%以上 50%以上75%未満 50%未満	8 1 2 1 0	◎		
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	市内業者者の活用状況	CPD単位の取得 対象 本市の指定する団体※が推奨するCPD取得単位数 対象者 配置予定候補者 対象期間 公告日の属する年度の前年度	指定する団体の推奨単位以上の取得 指定する団体の推奨単位未満の取得	1 0			
			継続教育への取組	経営事項審査で認められた建設機械保有の有無 ・1台以上の所有又はリース	保有あり 保有なし	1 0			
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	建設機械の保有状況	過去5年間の本市の契約実績 ・車庫契約は道路維持、交通安全施設維持、水路維持、下水道取付管等新設工事、公共下水道管路施設維持補修、道路照灯点検、水路じゃんせつ、除雪委託の実績	実績あり 実績なし	1 0			
			緊急工事・単価契約工事等の契約実績	建設業労働災害防止協会加入の有無	加入あり 加入なし	1 0			
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	労働災害防止への取組状況	指定材料（多量産材等）の使用実績 ・使用可能部分の50%以上使用	実績あり 実績なし	1 0			
			地産品の活用実績	次世代法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は八王子市子育て応援企業登録）の有無	あり なし	1 0	◎		
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	子育て支援推進状況	高齢者又は障害者の有無 ・雇用期間1年以上 ・障害者は法定雇用率を満たす雇用又は法定雇用義務はないが雇用	いずれかの雇用あり いずれかの雇用なし	1 0			
			高齢者・障害者の雇用状況	登録の有無	あり なし	1 0			
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	協力雇用主又は八王子市更生保護協力事業主会への登録状況	本市の消防団協力事業所認定の有無 ・認定を受けていない場合でも、従業員に本市の消防団員がいる。	あり なし	1 0			
			消防活動の支援状況	女性活躍推進法に基づく認定取得（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は国家資格保有女性技術者の雇用）の有無	あり なし	1 0			
④ 地域精通度・地域貢献度	地域・社会貢献度	必須	男女共同参画の推進状況	八王子市公共施設アドプト制度合意書取り交わしの有無 ・道路アドプト、公園アドプト、水辺の水遊び制度	いずれかの活動あり いずれも活動なし	1 0			
			地域活動の状況						

39～56	・満点を39点以下とするように評価項目及び配点を設定する。 ※ 発注工事と同規模以上とは、発注工事の予定価格（税込）以上のことをいう。
-------	--

※評価項目「継続教育への取組」において対象とする本市の指定する団体は、次のとおりとする。

建設系

	団体名	CPD取得 推奨単位(年)
1	(公社)空気調和・衛生工学会	50
2	(一社)建設コンサルタンツ協会	50
3	(一社)交通工学研究会	50
4	(公社)地盤工学会	50
5	(公社)森林・自然環境技術教育研究センター	20
6	(公社)全国上下水道コンサルタント協会	50
7	(一社)全国測量設計業協会連合会	20
8	(一社)全国土木施工管理技士会連合会	20
9	(一社)全日本建設技術協会	25
10	土地・地質技術者生涯学習協議会	50
11	(公社)土木学会	50
12	(一社)日本環境アセスメント協会	50
13	(公社)日本技術士会	50
14	(公社)日本造園学会	50
15	(公社)日本都市計画学会	50
16	(公社)農業農村工学会	50

建築系

	団体名	CPD取得 推奨単位(年)
1	(公社)日本建築士会連合会	12
2	(一社)日本建築士事務所協会連合会	12
3	(公社)日本建築家協会	12
4	(一社)日本建設業連合会	12
5	(一社)日本建築学会	12
6	建築設備士関係団体CPD協議会	12
7	(一社)日本建築構造技術者協会	12
8	(一財)建設業振興基金	12
9	(公財)建築技術教育普及センター	12

表 4-8 施工能力評価型総合評価方式工事技術的難易度評価表例

大項目	小項目	a	b	c	評価対象事項(代表的事項等)
1 構造物条件	①規模				【土木】構造物の高さ、延長、面積、深さ【建築】建物の面積【設備】寸法、口径、能力
	②形状				【土木】構造物の形状の複雑さ【建築】建物の形状の複雑さ
	③構造・種別				【建築】建物の構造種別、特殊構造【設備】用途、種類、構造等
	④その他				【土木・建築】既設構造物への補強や特殊な工事対象【設備】既設設備の改造、転用や特殊な対象設備
2 技術特性	①工法等				【共通】工法、使用機械、使用材料等【建築】建物の総階数【設備】新技術、新素材等
	②その他				【共通】施工方法に関する技術提案等【建築】改修の場合は既存との競合度合いを考慮
3 自然条件 設置条件	①湧水・地下水				湧水の発生、地下水への影響等
	②軟弱地盤				【土木】支持地盤の状況
4 社会条件	③作業用道路				【土木】河川内や急峻な地形条件下等における工事用道路・作業スペース等の制約
	④気象				異常気象における、雨・雪・風・気温等の影響
	⑤設備環境				【設備】現場条件、土木構造物の形状等
	⑥その他				【土木】地質条件、河川水流、動植物等に対する配慮等【建築】地盤改良等施工計画に詳細調査が必要な場合等
	①地下障害物				地下埋設物等の地中内の作業障害物
5 施工管理特性	②近接施工				工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物
	③騒音・振動				周辺住民等に対する騒音・振動の配慮
	④水質汚濁				周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮
	⑤作業用道路				生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約や高架下等の作業スペースの制約
	⑥現道作業				現道上での交通規制を伴う作業
5 施工管理特性	⑦周辺環境				駅周辺や中心市街地等における作業の厳しい制約条件
	⑧その他				騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等
	①他工事調整				競合工事との調整
	②住民対応				近隣住民との対応
	③関係機関対応				関係行政機関・公益事業者等との調整
	④工程管理				工期・工程の制約・変更への対応
	⑤品質管理				品質管理の煩雑さ・複雑さ
	⑥安全管理				高所作業や夜間作業等の危険作業、公衆災害の防止
	⑦その他				災害時の応急復旧等
	評価項目数	0	0	0	0
評価係数	2	1	0	0	
[評価方法]					工事難易度判定

総括監督員、担当監督員及び主任監督員の協議により、評価を行う。
各項目について、以下の3ランクの評価を行い、該当する欄に「1」を記入する。ただし、該当のない項目は未記入とする。
a: 困難な、又は特に高度な技術を要する「条件・状況」
b: やや困難な、又は高度な技術を要する「条件・状況」
c: 一般的に生ずる、又は通常の技術で対応可能な「条件・状況」
各ランクの評価項目数に評価係数を乗じたものの合計を評価点数とし、工事難易度を判定する。

(5) 施工計画の審査及び評価

基本方針第2の4（１）ロに基づく簡易な施工計画の評価は、施工計画評価委員会において行う。入札に参加する事業者から提出された簡易な施工計画の内容について、当該工事の現場条件等を踏まえ、適切かつ確実な施工が可能であるか審査及び評価を行う。

ア 施工計画の評価基準

簡易な施工計画を「点数化」して審査及び評価する場合の満点は、原則１０点とし、以下の方法により評価点を付与する。

なお、簡易な施工計画においては、技術的な課題を２つまで求めることができることとし、その場合は原則として各５点とする。ただし、簡易な施工計画が不適切である、又は記載が無い場合は、施工計画が未提出の場合と併せ欠格とし、その者の入札を無効とする。

① 得点の算出方法

$$\text{得点} = \text{評価点の満点} \times \frac{\text{記載数}}{\text{重点項目数}}$$

② 評価点の付与基準例

算出した得点の小数点以下第１位を四捨五入して得た点数を評価点とする。

イ 不適切な施工計画

簡易な施工計画が、次の例に該当する場合は「不適切」と判定する。

- ① 本工事の内容と無関係である場合
- ② 関係法令に違反するもの
- ③ 基準や指針と不整合な記載である場合
- ④ 施工に対する安全性への配慮に欠けるもの
- ⑤ その他、適切な履行がなされないおそれがある場合

(6) 施工計画等の実施確認

ア 施工計画の実施確認

落札者の提示した簡易な施工計画の内容は、全て契約内容となるため、その履行確認を行う。

当該工事の契約締結後、速やかに総合評価計画書の提出を受注者に求め、発注者、受注者により内容を確認する。その実施状況をチェックシート等により確認し、結果を総合評価評定考査表（完成時評定）に反映し、施工計画評価委員会に報告する。

なお、総合評価計画書の例については P.28 に示す。

イ 施工計画以外の実施確認

当該工事の施工開始後でないと確認ができない評価項目の実施状況については、その確認ができる資料の提出を工期中又は工期末に受注者に求め、履行確認を行う。

図 4-1 施工計画の確認フロー

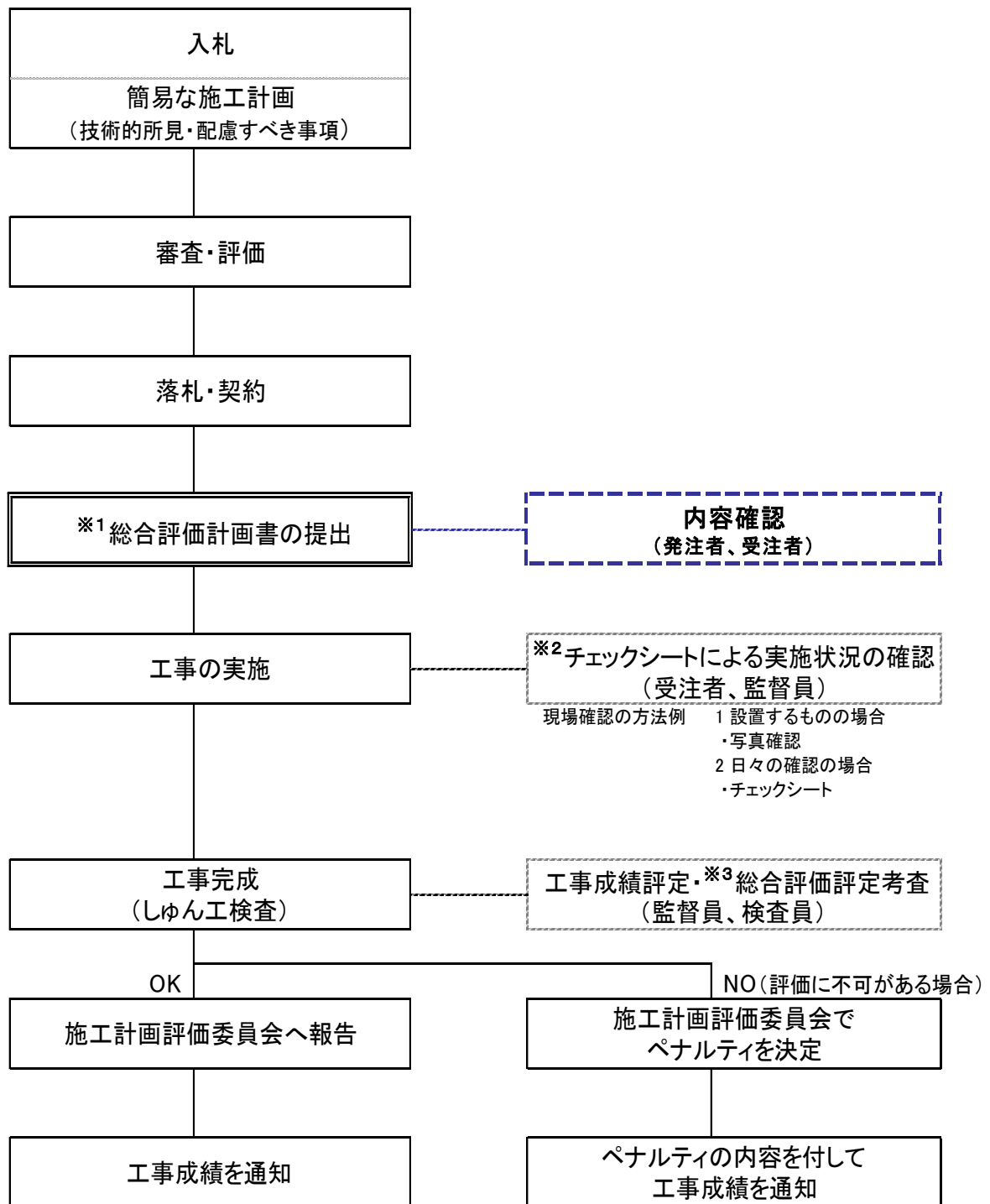


表 4-9 総合評価計画書（施工能力評価型）例（※1）

総 合 評 価 計 画 書			
			工事件名 _____
			受注者名 _____
施工計画書(1) 施工上の課題に係る技術的所見(騒音・防塵対策)			
①施工(実施)方法	②確認方法	③管理方法	④その他必要事項
一般道を掘削する際はゴム製のクローラーの建設機械を使用します。	施工中の写真を提出するとともに、チェックシートで確認します。	作業中、騒音計で騒音を測定します。	必要に応じ、防音シートで囲います。
施工計画書(2) 施工上の課題に係る技術的所見(安全管理に留意すべき事項)			
①施工(実施)方法	②確認方法	③管理方法	④その他必要事項

表 4-10 現場確認におけるチェックシート（施工能力評価型）例（※2）

現場確認におけるチェックシート(施工能力評価型)

チェック項目	提案内容	確認(日付)	
		受注者	監督員
騒音・振動対策	1. 一般道を掘削する際はゴム製クローラーのものを使用		
	2. ダンプトラックの荷台に緩衝材を設置		
	3.		
	4.		
防塵対策	1. 工事用道路に散水		
	2. 仮置き土にシートをかける		
	3.		
	4.		
安全対策	1.		
	2.		
	3.		
【意見欄】 (提案内容を実施していない箇所があれば指示等を記入) (監督員は、現場に行った時に確認できたものをチェック) (受注者は、毎日確認を行う)			

表 4-11 総合評価（施工能力評価型）評価審査表の様式例（※3）

総合評価(施工能力評価型)評価考査表の様式

総合評価(施工能力評価型)評定考查表

平成 年 月 日

工事担当課名

工事件名		
提案業者名		
提案内容		
検査年月日		平成 年 月 日
総括監督員氏名		
主任監督員氏名		
担当監督員氏名		
検査員氏名		
検査項目		評価 (○・×)
監 督 員	施工状況	総合的に判断して提案どおりの施工が行われたか。
		総合的に判断して提案部分に係る工程管理が適切であったか。
	(意見記入欄)	総合的に判断して品質確保対策、安全対策等は十分であったか、等。
検 査 員	施工状況	総合的に判断して提案に係る工事記録等が適切に整理されているか。
	(意見記入欄)	
評 定 結 果		総合的に判断して提案どおりの施工が行われた。
		総合的に判断して提案どおりの施工が行われなかった。
	(施工計画評価委員会意見記入欄)	

- 注 (1) 考查項目については、提案等に係る部分に着目し記入する。
- (2) 各考查項目の評価を踏まえ総合的に判断し、○・×評定を行う。
- (3) 監督員の評定は、総括監督員、主任監督員及び担当監督員の協議により行い、検査員の評価を加えたものを素案とし、施工計画評価委員会の承認を得て決定する。

(7) 施工計画の評価内容の担保（履行の確保）

簡易な施工計画に記載のある内容に関して不履行があり、それが工事目的物の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合は、工事請負契約約款に基づき、その不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害賠償を請求する。

(8) 施工計画等の不履行によるペナルティ

発注者が評価した内容について実施されていない場合は、提案どおりの品質確保が十分なされていないものとなることから、不履行に対する担保として、落札者にペナルティを科す。その場合のペナルティの方法は、工事成績の減点措置とするが、実施状況の程度によっては、指名停止等の措置も追加することができる。

ア 施工計画の減点措置

減点措置は、受注者から提案のあった簡易な施工計画どおりに実施されていないと判断する場合に適用する。その場合の判断基準は、当該工事において落札者が提示した提案による効果と、履行の状況を総合的に勘案した上で、実施されていないと判断される場合、工事成績評定点を施工計画ごとに3点減じ、2つの課題とした場合は、最大5点のペナルティとする。

例) 「施工上の課題に係る技術的所見」として2つの簡易な施工計画を求めて、2つとも実施されていないと判断される場合には、5点を減ずる。

イ 施工計画以外の減点措置

評価項目ごとに実施されていないと判断される場合に適用する。この場合、評価項目ごとに工事成績評定点を2点減ずる。

例) 「市内業者の活用状況」で評価点が付与されたにもかかわらず、実施されていないと判断される場合には、2点を減ずる。

10 入札公告及び入札説明書等

(1) 入札公告及び入札説明書の明示事項

解除条件付一般競争入札方式の入札公告及び入札説明書において、総合評価方式の場合に関して明示する事項は、以下のとおりである。

ア 入札公告に明示する事項

- ① 総合評価方式による旨及び総合評価の方法
- ② 入札参加資格要件
- ③ 落札者の決定方法
- ④ 評価項目、評価基準 等
- ⑤ 施工能力評価型において、施工計画を求める旨
- ⑥ 入札参加者が1人の場合の措置 等

イ 入札説明書に明示する事項

- ① 一般的事項（総合評価に関する事項）
- ② 評価項目、評価基準、評価点の詳細

- ③ 提示した施工計画が履行できなかった場合の工事成績の減点措置
- ④ 非落札理由の確認方法 等

(2) 入札参加者に求める技術資料

設定した総合評価方式の評価項目に応じて、入札参加者に技術資料の提出を求める必要があるため、その求める内容は以下のとおり入札説明書に明示する。

ア 簡易な施工計画〔施工能力評価型〕
施工上の課題に対する技術的所見 等

イ 企業の技術力
① 同種工事の工事成績
② 同種工事の施工実績
③ 優良工事表彰の実績 等

ウ 配置予定技術者の技術力
① 同種工事の工事成績
② 同種工事の施工経験 等

エ 地域精通度、地域貢献度
① 主たる営業所の所在地
② 災害対策協定の状況、若年者の雇用状況 等

1.1 入札参加資格の確認（事後審査方式）

入札参加資格の確認は、事後審査により行う。

なお、入札参加資格要件を満たしていない場合は、当該事業者の入札参加を認めない（欠格とする。）。この場合、事後審査方式を採用しているため、入札書が無効とする。

第5 総合評価方式に関する公表

入札及び契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準、落札者の決定方法等については、入札公告時に明らかにする。

また、総合評価方式における各入札者の技術評価及び落札結果については、落札決定後、速やかに入札経過調書により公表する。入札経過調書の標準様式例は、次ページに示す。

なお、入札価格が、予定価格を超過した者又は失格基準価格未満であった者の入札は無効となり、無効となった者の評価点は算出しないため、その旨を入札経過調書において明らかにする。

〔落札結果の公表事項〕

- ① 入札者（事業者）名
- ② 各入札者（事業者）の入札価格
- ③ 各入札者（事業者）の価格評価点
- ④ 各入札者（事業者）の技術評価点
- ⑤ 各入札者（事業者）の評価値

※入札参加者から希望があった場合、当該事業者の技術評価点の内訳を以下のとおり情報提供する。

- (1) 情報提供場所：契約資産部契約課窓口
- (2) 情報提供方法：窓口での閲覧
- (3) 持参するもの：当該事業者の社員であることが確認できるもの（社員証等）

表 5-1 総合評価方式の入札経過調書の標準様式例

入札経過調書(総合評価方式)

令和〇〇年度(△△△△年度) 契約番号 ○○○○○○○○						
入札日時		令和〇〇年(△△△△年)〇〇月〇〇日 午前〇時〇〇分				
入札場所		電子入札サービス				
総合評価方式の種類		総合評価方式(〇〇型)				
件名		○○○○○○○○工事				
落札者		○○○社	落札金額(税込) うち消費税及び 地方消費税の額		○○○,○○○,○○○円 (〇〇,○○○,○○○円)	
入札者			入札金額	価格評価点	技術評価点	評価値
1	○○○社					
2	△△△社					
3	□□□社					
予 定 価 格 (消費税及び地方消費税を除く)		○○,○○○,○○○円	調 査 基 準 価 格 (消費税及び地方消費税を除く)		○○,○○○,○○○円	
入札執行及び 立会職員			失 格 基 準 価 格 (消費税及び地方消費税を除く)		○○,○○○,○○○円	
入 札 記 事						

上記の落札者と上記の落札金額をもって契約を締結する。

第6 八王子市入札契約制度検討会委員名簿（令和6年度）

○ 学識経験者

朝日 ちさと （東京都立大学 都市環境学部 教授）

永見 豊 （拓殖大学 工学部 准教授）

白鳥 浩 （法政大学 社会学部 教授・政治学博士）

○ 本市職員

契約資産部長

経営改革担当部長

法務文書担当部長

建築管理担当部長

道路交通部長

学校教育部長

以上委員 9 名

『八王子市における総合評価方式の適用ガイドライン（工事契約）』

平成 23 年 4 月発行	
平成 27 年 6 月改正	（9月適用）
平成 28 年 12 月改正	（平成 29 年 4 月適用）
平成 30 年 3 月改正	（平成 30 年 4 月適用）
平成 31 年 1 月改正	（平成 31 年 4 月適用）
令和 2 年 2 月改正	（令和 2 年 4 月適用）
令和 3 年 3 月改正	（令和 3 年 4 月適用）
令和 4 年 1 月改正	（令和 4 年 4 月適用）
令和 4 年 12 月改正	（令和 5 年 4 月適用）
令和 6 年 1 月改正	（令和 6 年 4 月適用）
令和 7 年 2 月改正	（令和 7 年 4 月適用）

編集発行 八王子市契約資産部契約課